

指定居宅介護支援事業者における管理者要件について

標記の件、指定居宅介護支援事業者（以下「事業所」という。）については、主任介護支援専門員である管理者を配置しなければなりません。令和9年3月まで経過措置が設けられています。

については、経過措置の期限である令和9年3月31日までに、主任介護支援専門員を配置できない事業所は以下の内容の対応が必要となります。

1. 管理者要件

(1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置く。

(2) 管理者は、主任介護支援専門員でなければならない。(※)

(3) 管理者は、専従の者であること。ただし、次の場合は、この限りでない。

①管理者がその管理する事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

②他の事業所の職務に従事する場合（その管理する事業所の管理に支障がない場合に限る）

※経過措置として令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である場合に限り、介護支援専門員でも可能としている。

2. 事業所における対応

(1) 令和9年3月31日までに主任介護支援専門員を配置できる事業所

・引き続き大和市で事業所を運営し、ケアマネジメント業務に尽力いただきたい。

(2) 令和9年3月31日までに主任介護支援専門員を配置できない事業所

・令和9年2月28日までに大和市に廃止届を提出する※

・利用者に不利益が生じないよう、引継ぎ先の事業との連携を徹底する。

・介護職員等処遇改善加算を算定している事業所については、下表のとおり大和市に実績報告をする。

廃止時期	報告期限
令和9年2月28日以前	最終の加算の支払があった月の翌々月の末日
令和9年3月31日	令和9年7月31日

※廃止届の提出については以下のURLを参照する。

<https://www.city.yamato.lg.jp/gyosei/soshik/18/kaigojigoysyamuke/25535.html>